

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現行法では、どちらかが改姓しないと婚姻が成立できません。多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、婚姻に際してどちらも改姓しないという選択肢の法制化を求める声が上がっています。

最高裁判所は2015年また2021年の夫婦別姓を求める裁判で、現行法の夫婦同姓規定自体は「合憲」と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事項に他ならない」と国会での議論を投げかけました。その後も夫婦別姓の選択肢を持てる法制度を求める声は多く、市民、司法、経済界からもますます強く求められています。

2024年2月、一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が選択的夫婦別姓制度の導入を政府に求める提言を公表しました。6月には経済同友会も経団連と足並みを揃える姿勢を示し、更には「一つの姓を選ばなければいけないという非常に不都合なことがずっと放置されてきた。働く仲間の多くが不都合を感じているのだから、早期に解決してもらいたい」と制度の導入を強く求めました。

現在の我が国の夫婦同姓制度は明治時代に海外から輸入された制度ですが、海外ではその後、順次別氏制が導入され、現在では夫婦同姓でなくては結婚ができない国は日本以外にはありません。

現代社会では、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから結婚を迎えるケースも多く、改姓によるキャリアへの影響が指摘されています。また子連れ再婚も増加傾向にあり、再婚時の子どもの苗字をめぐる困りごとが増えていきます。政府は通称使用の拡大に向けた取り組みを進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、更に国際社会での混乱を招いています。

選択的夫婦別姓制度は、こうした問題を解決し、誰も改姓による不利益、苦痛を感じることなく結婚・出産でき、老後も法的な家族として支え合い、更には「自分の名前で生きたい」という人権、且つ、個人のアイデンティティを尊重できる社会の実現につながります。

選択的夫婦別姓を、家族の在り方の議論としてではなく、国民一人一人が活躍できる社会を実現することは国の責務であります。

よって、国会及び政府において、こうした社会状況を真摯に受け止め、民法を改正し、選択的夫婦別姓の法制化をすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日

平塚市議会